

令和6年度幼児教育アドバイザー訪問事業 実施要項

1 目的

幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下、「園・所等」という。）からの要請に応じて幼児教育アドバイザーが訪問し、助言・支援する。

2 幼児教育アドバイザー

幼児教育アドバイザーは、専門的な知見や豊富な実践経験を有する者で、山梨県教育委員会が幼児教育アドバイザーとして依頼した者とする。

3 訪問対象 県内の園・所等

4 訪問内容

幼児教育アドバイザーが、園・所等を訪問し、園・所生活の参観を通して、幼児理解や幼児の姿の見取り方、教育・保育の内容、保育者の関わり方、環境構成などについて、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、助言・支援する。

5 実施期間 令和6年4月～令和7年3月

6 訪問時間

祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時の間において、希望の日時で調整する。一年間に3回まで訪問を依頼することができる。

7 訪問者 幼児教育アドバイザー

※やまなし幼児教育センター指導主事等が同行する場合もある。

8 実施方法

- (1) 幼児教育アドバイザーの訪問を希望する園・所等は、訪問依頼書（様式1）を作成の上、訪問希望日の3週間前を目安に、やまなし幼児教育センターに提出する。
- (2) やまなし幼児教育センターは、内容や日程等を確認し、訪問する幼児教育アドバイザーを決定する。
- (3) やまなし幼児教育センターは、訪問する幼児教育アドバイザーや日時等の決定事項を園・所等及び幼児教育アドバイザーに連絡する。
- (4) 園・所等は、やまなし幼児教育センターを通して、当日の内容等詳細を幼児教育アドバイザーと情報共有する。
- (5) 園・所等は、訪問事業終了後、1週間以内に実施報告書（様式2）をやまなし幼児教育センターに提出する。
- (6) 園・所等は、年度末に実施するアンケートに回答する。
- (7) 各アドバイザーがその役割や本事業への認識を共有するため、「幼児教育アドバイザー連絡会議」を開催する。

9 経費

訪問に係る旅費・謝金は、山梨県教育委員会が負担する。

また、連絡会議への出席に係る旅費は、山梨県教育委員会が負担する。

10 その他

- (1) 後日、訪問について聴取等を行うことがある。
- (2) 本訪問及び聴取等を通して知り得た内容は、原則として公表しない。
ただし、幼児教育・保育の質の向上に役立つ情報は、個人が特定できる内容を除き、該当園・所等の承諾を得た上で、公表する場合がある。